平成 28 年 4 月 20 日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

「りそな中国A株50ファンド(愛称:双喜)」 キャピタルゲイン課税等の納税等に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社設定投資信託「りそな中国 A 株 5 0 ファンド(愛称: 双喜)」(以下「当ファンド」)の主要投資対象のひと つである「外国投資信託証券(BNP パリバ フレキシー III エクイティ チャイナ A)」では、中国 A 株に関するキャピタ ルゲイン課税に備えて、税金の支払いのために一定の引当金を積み立てて基準価額を算出しておりました。

中国当局がキャピタルゲインに対し課税する方針を発表したことを受け、引当金と実際に課税される金額との差により基準価額に影響が出る可能性を鑑み、投資家間の公平性の観点から、平成 27 年 3 月に本外国投資信託の新規の購入受付が停止され、当ファンドにおいても購入申込みのお取り扱いを中止しておりました。

今般、本外国投資信託証券の運用会社の関係会社である BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社より、上記キャピタルゲイン課税について中国の税当局へ納付した旨、また、納税額がこれまで積み立ててきた引当金を下回ったため、その余剰額が 4 月 22 日に本外国投資信託証券に繰戻される予定である旨、連絡がありました。

当ファンドでは、本外国投資信託証券を約45%組入れております(4月18日時点)。引当金の余剰額が4月22日に本外国投資信託証券に繰戻された場合、同日における外国投資信託証券の純資産総額の増加要因(基準価額の上昇要因)となることから、当ファンドにおいて、4月25日の基準価額の上昇要因となることが想定されます。

現在、換金申込は通常通り受付けておりますが、お申込の際には上記の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

敬具